

サービス内容説明及び重要事項説明書

こがねだ デイ サービス

地域密着型通所介護・介護予防通所介護

医療法人 岐阜勤労者医療協会

こがねだデイサービス

住所：関市上白金5 1 1

電話：0575-29-6263

FAX：0575-28-6520

1：デイサービスとは介護保険認定を受けた方を送迎し、デイサービスに来ていただきます。
入浴・食事・日常生活上の介護及び、機能訓練を行うサービスです。

2：一日の流れ

- | | |
|---------|------------------------------|
| 8：00 ～ | お迎えにあがり、デイサービスに到着 |
| 9：00 ～ | 健康チェック・・随時入浴・休憩・機能訓練など |
| 12：00 ～ | 昼食・食後口腔内のお手入れ（歯磨き・うがい） |
| 13：00 ～ | レクリエーション・趣味の時間・休憩・機能訓練・おやつなど |
| 16：00 ～ | 随時ご帰宅 |

3：サービス内容

要介護認定の方に対しては、社会的孤立感の解消・心身の機能の維持・ご家族の身体的精神的負担の軽減を行い、日常生活が快適に過ごせるようにサービスを提供します。介護予防認定の方に対しては自立支援を目的にリハビリ・口腔機能の向上・栄養改善などのサービスを提供します。

- ・送迎 職員が福祉車両や乗用車にて安全に配慮し送迎を行います。
- ・食事 一人一人の摂食の状況に合わせた食事及び食事介助を提供します。
- ・入浴 職員が見守ることで、安心して入浴していただきます。また、必要な方には職員が介助し安全に入浴していただきます。
- ・機能訓練 日常生活上必要な動作の維持・向上を目的としたリハビリを一人一人に合わせた内容で行います。
- ・排泄 必要な方にはトイレに行く間隔を考慮しながら介護職員の誘導や介助にて行います。
- ・健康チェック 体温測定・血圧測定・体調について確認を行います。変化があれば家族の方に連絡をとり対応します。
- ・相談援助 生活相談員に何事でもお気軽に御相談下さい。

4：営業日・営業時間

営業日：月曜日～土曜日 営業時間：午前8時00分～午後5時00分

サービス提供時間 午前9時から午後4時00分

原則上記時間ですがこれ以外のご希望の場合はご相談ください。

5：休業日

○日曜日 ○12月30日～1月3日

※上記以外にも臨時に休業させていただく場合があります。その際は、事前に文書にてお知らせいたします。

6：利用料

利用料金は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた割合でお支払いいただきます。詳細は別途表示します。

7：お支払い

原則利用月の翌々月の口座引き落としとなりますので手続きをよろしくお願いします。なお、現金支払いをご希望される方はお申出ください。

8：職員体制

利用者数に見合った配置をします。

生活相談員 3名・介護職員 4名・看護職員 6名・機能訓練指導員 7名・管理者 1名

勤務時間は常勤：午前 8：00～午後 5：00

非常勤：午前 8：00～午後 4：30

管理者：馬場美香

9：利用定員

18名（地域密着型通所介護サービスと介護予防通所サービスの合計）

10：設備

食堂・浴室・機能訓練室・静養室・相談室・事務室です。

11：ご利用にあたりご注意いただく事

- ・ デイサービスをお休みされる場合は前日夕方までにご連絡下さい。（ただし、急な場合は朝 8 時 00 分頃までにご連絡下さい。）
- ・ 入院となった場合にもご連絡下さい。
- ・ デイサービス利用中の受診は、介護保険、医療保険の制度上できないことになっております。受診後の利用または利用後の受診については、ご相談ください。
- ・ 持ち物には必ずお名前を書き、お薬・介護連絡手帳・着替え・ビニール袋(洗濯物用)・歯ブラシ・などを持ち運びしやすい袋などに入れて下さい。
- ・ ご家族からの連絡事項などありましたら、お電話または送迎の職員にお申し付け下さい。もしくは、「介護連絡手帳」にご記入ください。
- ・ 肺炎球菌ワクチン・インフルエンザワクチンの接種のご協力をお願い致します。
- ・ 定期的に利用者・ご家族様にアンケートを実施いたします。ご協力をお願い致します。また、デイサービスのサービス提供記録はご希望があれば開示いたします。ご希望の際は、職員にお申し付け下さい。
- ・ デイサービス内でのお菓子など物のやり取りはトラブルの元となりますのでおやめください。

- ・ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

12：ご利用に当たってのお願い

- ・ サービス担当者会議や居宅訪問時など、ご自宅に伺った際のお茶やお菓子などのお心付けなどは一切ご不要です。その際、喫煙もご遠慮ください。
- ・ 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合は、事前に事業所の同意を受けてください。
- ・ 送迎時や訪問時、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ・ 飲酒してからのデイサービスご利用はおやめください。
- ・ 敷地内禁煙です。デイサービス敷地内での喫煙はおやめください。

13：ご利用にあたっての禁止事項について

- ・ 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ・ パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ・ 職員の写真や動画撮影、録音などを無断で行う、また無断で SNS などに掲載すること

14：苦情相談窓口について

苦情につきましては何なりと苦情処理担当までお申し付け下さい。

電話 0575-29-6263

苦情受付担当者 海老名 朋絵

苦情処理責任者 馬場 美香

受付時間 デイサービス営業日の午前8：00～午後5：00

※ 当事業所にお申し付けにくい場合は担当居宅介護支援専門員にお伝え下さい。

※ 責任者(担当者)が不在の場合でも他の職員で対応させていただきます。その際は、内容がきちんと責任者に伝達されるよう徹底します。

※ 各市町村及び県の苦情相談窓口のご紹介

- ・ 関市役所 高齢福祉課 介護保険係 関市若草通3丁目1番地

0575-22-3131 (代表)

受付時間 月～金曜日 午前8：30～午後5：15 (土・日・祝日・12/29～1/3を除く)

- ・ 岐阜市役所 介護保険課 岐阜市司町40番地1

058-265-4141 (代表)

受付時間 月～金曜日 午前8：45～午後5：30 (土・日・祝日・12/29～1/3を除く)

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談係

郵送・来所：岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館

電話：058-275-9826 FAX058-275-7635

受付時間 月曜～金曜日 午前9：00～午後5：00 (土・日・祝・12/29～1/3を除く)

15：守秘義務

業務上知り得た利用者ご本人様及びご家族様の情報は決して外部に漏らすことのないよ

うにいたします。職員には誓約書を取っております。

16：サービス提供に関する記録の保存

サービス提供に関する記録の保存はサービス提供の完結した日から5年間保存をします。なお、利用者本人の申し出により情報の開示をします。

17：緊急時の対応

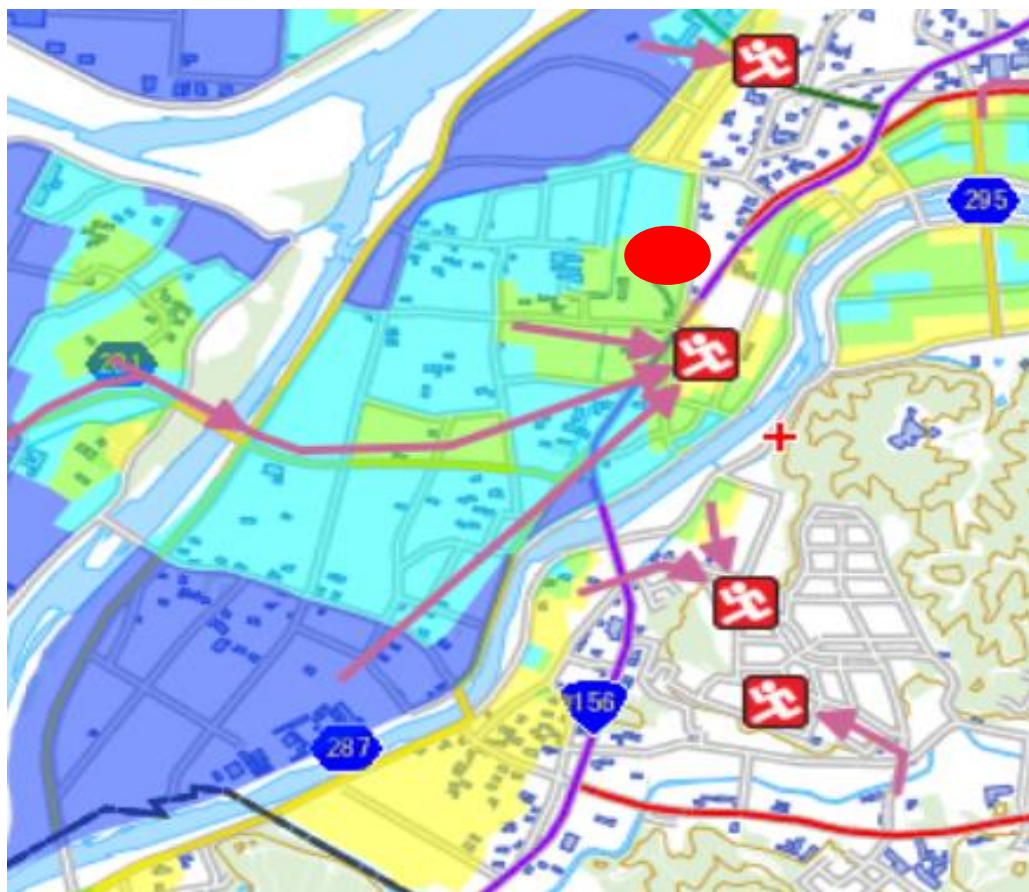
デイサービス利用中に具合が悪くなった場合は直ちに主治医やご家族様と連絡を取り対応します。緊急やむをえない場合は救急車対応をさせていただく場合があります。

18：事故発生時の対応

事故発生時には、速やかにご利用者様の身体の安全確認及び安全確保を図り、ご家族様・主治医・各関係機関及び居宅介護支援専門員に連絡をいれ迅速に対応いたします。また、必要な場合には救急機関に連絡をいれ、早急に医療機関へ搬送いたします。

19：非常災害発生時の対応

当該施設は関市浸水想定区域に指定されています（添付図をご参照）。利用日の午前7時時点にて洪水警報が喚起されている場合、またそれに準ずる場合（警報から注意報に切り替わった直後等）には当日の営業を中止させていただきます。また利用中に警報が喚起された場合には、速やかにご利用者様を安全な場所に避難誘導し、身体の安全確保をし、周辺の安全が確認でき次第、帰宅していただくことがございますのでご了承ください。その際は、ご家族様に連絡をとり、帰宅後の安全を確認してからご帰宅して頂きます。



引用元

https://gis-gifu.jp/gifu/maps.action?mp=958,_default&ll=136.8975525,35.4975395&z=4

20：サービス担当者会議等への情報提供の同意について

介護保険のサービス担当者会議等において、よりよい介護サービスが提供されるよう、個人情報保護方針の基づき、本人の日常生活の様子・病状・介護状況などの個人情報の提供についての同意をお願いいたします。また、ご家族の個人情報の提供についても同意をお願いいたします。

21：サービス提供地域

岐阜市	芥見校区
関市	旧関市（安桜・旭ヶ丘・瀬尻・倉知・富岡・千疋・小金田・保戸島田原・下有知・富野

※上記以外の地域の方でもご相談ください。なお、上記以外の地域の場合、下記の料金を頂くことがあります。

- 一．サービス提供事業所から片道 10 km以上～15 km未満 300円
- 二．サービス提供事業所から片道 15 km以上～20 km未満 400円
- 三．サービス提供事業所から片道 20 km以上 500円

22：利用料金（1回当たり）

通所介護費

基本料金 (9:00～14:30の場合)	入浴 介助加 算Ⅰ	サービ ス提供 体制強 化加算 Ⅰ	個別機 能訓練 加算ⅠⅡ	食事代	日常生活費	合計
要介護1 657単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,325円/回
要介護2 776単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,444円/回
要介護3 896単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,564円/回
要介護4 1,013単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,681円/回
要介護5 1,134単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,802円/回

基本料金 (9:00～16:00の場合)	入浴 介助加 算Ⅰ	サービ ス提供 体制強 化加算 Ⅰ	個別機 能訓練 加算ⅠⅡ	食事代	日常生活費	合計
要介護1 753単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,421円/回
要介護2 890単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,558円/回
要介護3 1,032単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,700円/回
要介護4 1,172単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,840円/回
要介護5 1,312単位	40単位	22単位	56単位	450円/回	100円/回	1,980円/回

- ・個別機能訓練加算Ⅱ : ひと月に 20 単位
- ・科学的介護推進体制加算 : ひと月に 40 単位

※ 保険合計には、介護職員処遇改善加算（1ヶ月総単位数の 5.9%）と介護職員特定処遇改善加算Ⅰ（1.2%）と介護職員等ベースアップ等支援加算が（1.1%）が加算されます。

※ 個別機能訓練加算算定の方は別途ご説明、同意を頂き、実施します。

介護予防通所介護費 ※1ヶ月当たり

1回あたりの単位も利用者の希望により選択できます。

サービス内容	算定項目	単位数	体制強化加算(1月)
通所型独自サービス 1	要支援 1	1798 単位	88
通所型独自サービス 2	要支援 2	3621 単位	176
通所型独自サービス 1 回数	要支援 1 (1月の中で全部で 4 回まで)	436 単位	88
通所型独自サービス 2 回数	要支援 2 (1月の中で全部で 8 回まで)	447 単位	176

※ サービス提供体制加算 I : 介護職員の 7 割以上が介護福祉士の資格を有する事業所で加算します。(職員体制に対する加算の為、一律に加算します。)

1月の利用につき要支援 1 88 単位 要支援 2 176 単位

※ 介護職員処遇改善加算 : 保険の合計点数の 5.9% を加算します。

※ 介護職員特定処遇改善加算 I (1.2%)

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.1%)

※ 食事代は 1 回 450 円、日常生活費は 1 回 100 円保険外でいただきます。

※ ショートステイをご利用される場合は利用料金が日割り計算となります。詳細は当事業所か担当介護支援専門員にお尋ねください。

※ 上記の料金は通所介護の利用料 1 割負担の方の計算となっております。

平成 27 年 4 月より、地域区分が変更となり、1 単位 10.0 円となります。

平成 27 年 8 月より、所得に応じて利用料が 1 割又は 2 割負担となります。

平成 30 年 8 月より、所得に応じて利用料が介護負担割合証に応じた負担となります。

◎ご不明な点等がございましたらお電話下さい。

連絡先 0575-29-6263

対応時間：こがねだデイサービス営業日の午前 8 : 00 ~ 午後 5 : 00

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所・施設名	こがねだデイサービス
申請するサービス種類	通所介護・介護予防通所介護
措 置 の 概 要	
<p>1. 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者、責任者の配置</p> <p>1) 相談・苦情に対する常設の窓口を設置する。</p> <p>* 相談・苦情受付担当者 海老名 朋絵</p> <p>* 相談・苦情解決責任者 馬場 美香（管理者）</p> <p>* 連絡先 電話 0575-29-6263 F A X 0575-28-6520</p> <p>* 対応時間 事業所の営業時間内（午前8：00分～午後5：00）</p> <p>2) 尚、担当者、責任者が不在でも、基本的な事項は他の職員が誰でも対応できるように研修し、相談及び苦情の内容を必ず担当者、責任者に引き継ぐよう徹底する。</p> <p>2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <p>1) 苦情があった場合、担当者もしくは責任者が利用者（家族）に直ちに連絡をとり、事実を確認する。また、必要があれば利用者宅を訪問する。</p> <p>2) 責任者はその事実を職員に確認するとともに、必要があると判断される場合には、主治医や担当居宅介護支援事業所にも連絡し協議を行ない、苦情解決のための方針を定め、措置を講ずる。</p> <p>3) 責任者はいずれの場合も、苦情を受けたら早急に対応の具体的な方針を定め、利用者（家族）に適宜説明、報告をする。</p> <p>4) 苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立てる。</p> <p>3. その他、参考事項</p> <p>各市町村もしくは県の苦情相談窓口の紹介</p> <p>岐阜市役所 介護保険課 岐阜市司町40番地1 058-265-4141 受付時間 月曜～金曜 午前8：45～午後5：30（12/29～1/3を除く）</p> <p>関市役所 高齢福祉課介護保険係 関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131 受付時間 月曜～金曜 午前8：30～午後5：15（12/29～1/3を除く）</p> <p>各務原市役所 健康福祉部 高齢福祉係 各務原市那加桜町1丁目69番地 058-383-1111（代表） 受付時間 月曜～金曜 午前8：30～午後5：15（12/29～1/3を除く）</p> <p>岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談係 郵送・来所 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 電話 058-275-9826 F A X 058-275-7635 受付時間 月曜～金曜 午前9：00～午後5：00（12/29～1/3を除く）</p>	